

1. 結論

図表 1 測った 3 つ

測ったこと	結果
年間の取引額	184,000,000 円
労務費が増えた額	11,000,000 円
増えた率	5.1%
交渉しても残る負担	0.0 ポイント

資料: 本文の各節から

2. この数字が乗っている前提

図表 2 前提と、崩れたときに起きること

#	前提	崩れると
1	前期の労務費 215,800,000 円・当期 226,800,000 円を、当社の給与台帳のとおりと見ている	増えた率が動き、求める率の根拠がそのまま動く
2	この取引先が当社の売上に占める割合を 24.1% と見ている	負担の配分が変わる。割合が小さければ求める率も小さくなる
3	先方の回答を「一部を受け入れ」・1.1%・2027-01-01 開始と記録している	回答が書面で異なれば、この記録を先方と突き合わせて直す
4	求めた率 1.5% は 精密加工部品 12 品目 を対象としている	対象の品目が変われば、金額への効きも変わる

資料: すべて data.yaml の値。式は本文のとおり

3. この記録について

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（内閣官房・公正取引委員会）は、**価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者の双方で保管すること**を、双方が採るべき行動として定めています。

この書面は **2 通**作成し、株式会社サンプル企業 と 株式会社サンプル自動車 がそれぞれ 1 通ずつ保管します。

4. 協議の概要

項目	内容
日時	2026-09-18 14:00-15:10
場所	先方 本社 会議室
出席（受注者）	代表取締役／製造部長
出席（発注者）	購買部長／購買課 担当
申し出た側	受注者
取引の開始	2009-04
年間の取引額	184,000,000 円

5. 労務費が増えた根拠

いずれも公表資料です。指針は、発注者が説明や資料を求める場合は公表資料とすることを定めています。

図表 3 労務費が上がった根拠

根拠	出典	期間	上がった率
最低賃金の改定	厚生労働省 地域別最低賃金改定状況	2025-10 → 2026-10	5.1%
春季労使交渉の妥結額	日本労働組合総連合会 集計結果	2026 年	5.3%
毎月勤労統計（製造業・現金給与総額）	厚生労働省 毎月勤労統計調査	2025-08 → 2026-08	3.8%

資料: いずれも公表資料（指針③が求める形）

6. 当社の実額

項目	金額・率
前期の労務費	215,800,000 円
当期の労務費	226,800,000 円

項目	金額・率
増えた額	11,000,000 円（5.1%）
御社の取引が当社の売上に占める割合	24.1%
御社ぶんに割り当たる増加	2,651,000 円
年間の取引額に対する割合	1.4%

全社の増加をそのまま求めています。御社との取引が当社の売上に占める割合 24.1% を掛けています。

7. 求めた内容と、いただいた回答

	求め	回答
対象	精密加工部品 12 品目	精密加工部品 12 品目
率	1.5%	1.1%
金額（年）	2,760,000 円	2,024,000 円
開始	2026-12-01	2027-01-01

資料: 当社の記録

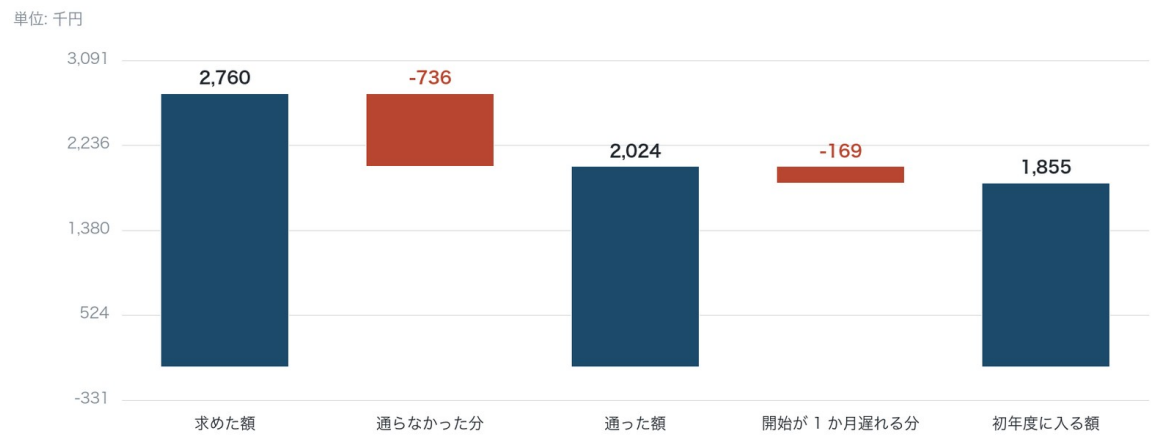
区分: 一部を受け入れ

御社の理由: 年度の予算が組まれているため、期の途中では 1.1% までが限度

残ったもの	金額・率
率の差	0.4%
金額の差（年）	736,000 円
通った割合	73%
開始が 1 か月遅れることによる目減り（初年度）	168,667 円

資料: 当社の記録

図表 4 求めた額から、初年度に実際に入る額まで



通った割合は 73%。開始が 1 か月遅れるため、初年度はさらに 168,667 円が入らない

資料: 年間の取引額 184,000,000 円 × 求め 1.5% / 回答 1.1% (2026-09-18 の協議)

8. 次に話すこと

次回: 2027-04 の予算編成に合わせて再度協議する

図表 5 次に話すこと

件	いつ	どちらが出すか
残る 1.1% の扱い	2027-04 の協議	双方
型の保管費用（現在は当社が負担）	2027-04 の協議	受注者から提示

資料: この協議で双方が確認した

1 回で全部が通ることは少ないものです。何が残ри、いつ話すかを双方が同じ紙で持っていれば、次の協議は続きから始められます。

9. 指針のうち、この協議で確かめたこと

指針	内容	この協議での扱い
発注者 ②	発注者からの定期的な協議	年 2 回（4 月・10 月）で合意
発注者 ③	求める資料は公表資料とするこ と	上の 3 つはいずれも公表資料

指針	内容	この協議での扱い
双方 ②	記録を作成し双方で保管	この書面を 2 通作成し、双方 が 1 通ずつ保管

10. この記録でできないこと

- ・ **相手が応じる保証はできません。**この記録は「何を根拠に、いくら求め、どう答えられたか」を残すだけのものです
- ・ **下請法・独占禁止法にあたるかどうかの判断は、弁護士の仕事です。**当社は書類を作りますが、法の当てはめはしません
- ・ **価格の決定そのものは御社のご判断です。**当社からは「この額にしましょう」とは申し上げません

11. 確認

上記のとおり協議したことを確認します。

	会社名	役職・氏名	日付
受注者	株式会社サンプル企業		
発注者	株式会社サンプル自動車		